

## 尾張旭市 A E D（自動体外式除細動器）貸出要綱

### （目的）

第 1 条 この要綱は、自動体外式除細動器（以下「A E D」という。）の貸出しについて必要な事項を定め、突然の心肺停止者に対する迅速な救命活動に備えることを目的とする。

### （貸出対象）

第 2 条 A E Dに係る講習を受講し、修了の認定を受けた者又は同等の知識技術を持つ者が、常に A E Dを使用できる状態にあり、次の各号全てに該当する場合、貸し出すものとする。

- (1) おおむね 1 0 人以上が参加し、市内で開催される行事等であること。
- (2) A E Dを営利目的として使用するものでないこと。

### （貸出台数）

第 3 条 貸出台数は 1 台とする。ただし、消防長が必要と認めた場合は、この限りでない。

### （貸出期間）

第 4 条 A E Dの貸出期間は、行事等の初日の前日から最終日の翌日までとする。ただし、消防長が必要と認めた場合は、この限りでない。

### （貸出方法）

第 5 条 申請者は、貸出しを受けるまでに、A E D貸出申請書（第 1 号様式）を消防本部へ提出することとする。また、貸出しを受ける際には、本人と確認できる証明書等を提示しなければならない。

### （費用負担）

第 6 条 A E Dの貸出料金は、無料とし、貸出期間における A E Dの運搬等に要する経費は、申請者が負担する。

### （維持管理）

第 7 条 申請者は、A E Dを目的以外で使用せず、転貸することなく良好な状況で管理することとする。

### （使用の報告）

第 8 条 申請者は、A E Dを使用した場合は、A E D使用状況報告書（第 2 号様式）を消防本部へ提出しなければならない。

2 消防長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、A E Dの使用を停止し、返却を命じることができる。

- (1) 借受者が、本要綱に違反したとき。
- (2) その他消防長が特に必要と認めたとき。

(故障・破損・紛失)

第9条 借受者は、AEDを故障、破損又は紛失させた場合には、速やかにAED故障・破損・紛失届出書(第3号様式)を消防本部へ提出しなければならない。

(損害賠償)

第10条 借受者が故意又は過失によりAEDを破損又は紛失した場合は、借受者は損害を賠償するものとする。

(損害賠償責任)

第11条 消防長は、使用者がAEDの誤った使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。